

森林環境税と税に関する決算状況

(1) 市町村 コード	(2) 都道府県 名称	(3) 市町村 名称	(4) 事業区分 (5) 事業名	(6) 事業総額 (千円)	(7) 前年度 繰越金 (千円)	(8) 事業内容	(9) 実績										(10) 税入の 用途	(11) 税入の 収入額								
							森林整備関係					人材育成・担い手確保対策							普及啓発（イベント等）		公共施設等の木材利用					
							間伐等実施面積		経費総額			(12) 研修 講座等	(13) イベント等	(14) 研修 講座等 （イ）～ （ヒ）	(15) イベント等 （イ）～ （ヒ）	(16) 研修 講座等 （イ）～ （ヒ）			(17) 公共施設 等の木材 利用	(18) その他	(19) 木材 利用 （イ）～ （ヒ）	(20) その他				
							(21) 間伐 面積	(22) 他 種面積	(23) 間伐 経費	(24) 他 種経費	(25) 研修 講座等 の経費	(26) イベント 等の経費	(27) 研修 講座等 の経費	(28) イベント 等の経費	(29) 研修 講座等 の経費	(30) イベント 等の経費			(31) 公共施設 等の木材 利用	(32) その他	(33) 木材 利用 （イ）～ （ヒ）	(34) その他				
014591	北海道	美瑛町	① 基盤 整備 事業	12,115	12,115	0	12,115	森林整備の効率化に必要となる遊歩道等の整備と 財政確保のために基金設立																		

【注】(1) 本表の「(10) 税入の用途」欄に「(1) 森林整備関係」とあるのは、森林整備関係の事業に課税されるための関係事項を指す。

【注】(2) 本表の「(11) 税入の収入額」欄に「(1) 森林整備関係」とあるのは、森林整備関係の事業に課税されるための関係事項を指す。

【注】(3) 本表の「(12) 研修講座等（イ）～（ヒ）」欄に「(1) 森林整備関係」とあるのは、森林整備関係の事業に課税されるための関係事項を指す。

【注】(4) 本表の「(13) イベント等（イ）～（ヒ）」欄に「(1) 森林整備関係」とあるのは、森林整備関係の事業に課税されるための関係事項を指す。

【注】(5) 本表の「(14) 研修講座等（イ）～（ヒ）」欄に「(1) 森林整備関係」とあるのは、森林整備関係の事業に課税されるための関係事項を指す。

【注】(6) 本表の「(15) イベント等（イ）～（ヒ）」欄に「(1) 森林整備関係」とあるのは、森林整備関係の事業に課税されるための関係事項を指す。

【注】(7) 本表の「(16) 研修講座等（イ）～（ヒ）」欄に「(1) 森林整備関係」とあるのは、森林整備関係の事業に課税されるための関係事項を指す。

【注】(8) 本表の「(17) 公共施設等の木材利用」とあるのは、公共施設等の木材利用に課税されるための関係事項を指す。

【注】(9) 本表の「(18) その他」とあるのは、上記以外の関係事項を指す。

【注】(10) 本表の「(19) 木材利用（イ）～（ヒ）」欄に「(1) 森林整備関係」とあるのは、森林整備関係の事業に課税されるための関係事項を指す。

【注】(11) 本表の「(20) その他」とあるのは、上記以外の関係事項を指す。

【注】(12) 本表の「(21) 間伐面積」とあるのは、間伐の面積を指す。

【注】(13) 本表の「(22) 他種面積」とあるのは、間伐以外の面積を指す。

【注】(14) 本表の「(23) 間伐経費」とあるのは、間伐の経費を指す。

【注】(15) 本表の「(24) 他種経費」とあるのは、間伐以外の経費を指す。

【注】(16) 本表の「(25) 研修講座等の経費」とあるのは、研修講座等の経費を指す。

【注】(17) 本表の「(26) イベント等の経費」とあるのは、イベント等の経費を指す。

【注】(18) 本表の「(27) 研修講座等の経費」とあるのは、研修講座等の経費を指す。

【注】(19) 本表の「(28) イベント等の経費」とあるのは、イベント等の経費を指す。

【注】(20) 本表の「(29) 研修講座等の経費」とあるのは、研修講座等の経費を指す。

【注】(21) 本表の「(30) イベント等の経費」とあるのは、イベント等の経費を指す。

【注】(22) 本表の「(31) 公共施設等の木材利用」とあるのは、公共施設等の木材利用に課税されるための関係事項を指す。

【注】(23) 本表の「(32) その他」とあるのは、上記以外の関係事項を指す。

【注】(24) 本表の「(33) 木材利用（イ）～（ヒ）」欄に「(1) 森林整備関係」とあるのは、森林整備関係の事業に課税されるための関係事項を指す。

【注】(25) 本表の「(34) その他」とあるのは、上記以外の関係事項を指す。